

平成 29 年 9 月定例会（平成 29 年 9 月 29 日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

9月29日(金)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明	7
	○企業団行政に対する一般質問	1 2
	○企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決	1 2
	○企業長提出第5号議案の質疑	1 3
	○決算特別委員会の設置及び付託	1 3
	○決算特別委員の選任	1 3
	○諸般の報告	1 4
	○議事日程の追加	1 5
	○第5号議案の決算特別委員会継続審査	1 5
	○特定事件の議会運営委員会付託	1 5
	○閉 議	1 5
	○企業長の挨拶	1 5
	○閉 会	1 6
署名議員		1 7
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		1 9

水企告示第16号

平成29年9月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年9月22日

越谷・松伏水道企業団

企業長 野 口 晃 利

1 期 日 平成29年9月29日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成29年9月定例会 会期9月29日 1日間

応招議員 15名

1番	岡	野	英	美	議員	2番	浅	古	高	志	議員	
3番	高	橋	昭	男	議員	4番	佐	藤	永	子	議員	
5番	瀬	賀	恭	子	議員	6番	畔	上	順	平	議員	
7番	宮	川	雅	之	議員	8番	大	野	保	司	議員	
9番	清	田	巳	喜	男	議員	10番	堀	越	利	雄	議員
11番	竹	内	栄	治	議員	12番	細	川		威	議員	
13番	福	田		晃	議員	14番	高	橋	幸	一	議員	
15番	伊	藤		治	議員							

不応招議員 なし

9月定例会 第1日

平成29年9月29日（金曜日）

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 7 企業団行政に対する一般質問
- 8 企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決
- 9 企業長提出第5号議案の質疑
- 10 決算特別委員会の設置及び付託
- 11 決算特別委員の選任
- 12 諸般の報告
- 13 第5号議案の決算特別委員会継続審査
- 14 特定事件の議会運営委員会付託
- 15 閉 議
- 16 閉 会

(開議 午前10時14分)

出席議員 15名

1番	岡	野	英	美	議員	2番	浅	古	高	志	議員	
3番	高	橋	昭	男	議員	4番	佐	藤	永	子	議員	
5番	瀬	賀	恭	子	議員	6番	畔	上	順	平	議員	
7番	宮	川	雅	之	議員	8番	大	野	保	司	議員	
9番	清	田	巳	喜	男	議員	10番	堀	越	利	雄	議員
11番	竹	内	栄	治	議員	12番	細	川		威	議員	
13番	福	田		晃	議員	14番	高	橋	幸	一	議員	
15番	伊	藤		治	議員							

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

野	口	晃	利	企業長
鈴	木		功	局長
石	坂	正	幸	次長(兼)配水管理課長
小	川	泰	弘	副参事(兼)総務課長
野	呂	一	穂	お客さま課長
大	徳	昭	人	施設課長

参与として出席した者の職氏名

高	橋		努	越谷市長
鈴	木		勝	松伏町長

書記

上	野	成	哉	総務課庶務担当主幹
後	藤	雅	之	総務課庶務担当主事
高	橋	千	里	総務課庶務担当主事

10時14分 開 会

◎開会の宣告

- （岡野英美議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから平成29年9月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （岡野英美議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （岡野英美議長） この際、諸般の報告をいたします。

△平成28年度資金不足比率の報告

- （岡野英美議長） 企業長から平成28年度資金不足比率報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△業務概況の報告

- （岡野英美議長） 次に、企業長から平成29年4月から平成29年7月までの業務概況について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （岡野英美議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （岡野英美議長） 次に、企業長から説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （岡野英美議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課庶務担当主幹に朗読させます。

〔総務課庶務担当主幹朗読〕

- （上野成哉総務課庶務担当主幹） 朗読いたします。

越谷・松伏水道企業団議会

議長 岡野英美様

越谷・松伏水道企業団

企業長 野口晃利

平成29年9月定例会に付議する議案の送付について

標記について、9月29日招集に係る平成29年9月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議案目録

- 1 越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 平成28年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果の報告

- （岡野英美議長） 次に、去る6月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （岡野英美議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から9番清田巳喜男議員、10番堀越利雄議員、11番竹内栄治議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （岡野英美議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （岡野英美議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

- （岡野英美議長） 次に、企業長提出第4号議案及び第5号議案の2件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。本日9月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、「越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を初め2件の議案をご提案申し上げております。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第4号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、育児休業の期間の再度の延長等ができる特別の事情について、国家公務員に準じ所要の改正を行うとともに、条文の整備を行う必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、育児休業の期間の再度の延長等ができる特別の事情に「育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」の規定を追加するとともに、児童福祉法の一部が改正され、里親の定義が整理されたこと等に伴う条文整備を行うものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行してまいります。

次に、第5号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

平成28年度の水道事業につきましては、「越谷・松伏水道企業団水道事業マスタープラン」に基づき、同計画の初年度として事業の推進を図ってまいりました。マスタープランに掲げる3つの基本方針に沿って、その主な事業について申し上げます。

まず、第1の基本方針である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、将来にわたって安定的に水を供給し続けるため、地震等の災害に備えて浄・配水場や基幹管路など水道施設の耐震化を推進するとともに、危機管理対策の充実を図りました。

浄・配水場施設の耐震化への取り組みとしては、東部配水場について、平成27年度に実施した耐震診断をもとに、施設の耐震化と設備更新に向けた実施設計を行いました。また、老朽化した築比地浄水場第3水源の取水ポンプ設備等の更新を実施し、安定した配水体制の確保に努めました。

設置以来36年が経過し、老朽化が進んでいた企業団庁舎の空調機器や受変電設備等については、平成28年度から2カ年の継続事業として更新工事に着手し、施設の延命化に向け、効率的で耐久性の高い設備への更新に取り組みました。

配水管の更新と耐震化につきましては、基幹管路の更新に向け、築比地浄水場系基幹管路等の実施設計を行うとともに、老朽化した配水管を耐震性を有する配水管へと計画的に布設替えし、平成28年度末における管路の耐震化率は前年度比0.8ポイント増の46.5%となりました。

危機管理対策につきましては、無線通信機器を利用した情報伝達訓練や越谷市並びに松伏町の職員と合同で耐震型緊急用貯水槽の応急給水訓練を実施するとともに、非常用飲料水袋やボトル水等の災害用備蓄品の計画的な備蓄など、その充実に努めました。

次に、第2の基本方針である「安全な水の給水を目指して」では、水道施設を適正に維持管理し、水源から蛇口までの水質管理を徹底することによって、お客様に安全で良質な水道水を供給し続ける体制の充実に努めました。

水の安全性については、水道水の安定供給に支障を来す水質汚染事故等のリスクに対する監視や行動計画について定めた「水安全計画」に基づき、常に安全な水道水の供給に努めました。

水質管理については、採水場所、検査項目、検査頻度等を定めた「水質検査計画」に基づき、正確・迅速に各種水質検査を実施いたしました。なお、水道水中の放射性物質の検査につきましては、継続実施しておりますが、基準値を超える放射性物質は一度も検出されておられません。

また、濁水発生を抑制するため、過去の配水管洗浄データの分析結果をもとに、配水管洗浄区域を重点化するとともに、給水不良発生防止に向け、配水管布設工事を実施いたしました。

さらに、貯水槽水道の適正管理を促すとともに、お客様の蛇口にフレッシュ給水を行うため、3階建てまでの建築物には直結直圧給水方式を、また中高層建築物には直結増圧給水方式の採用を促進し、新鮮な水の供給が可能となる世帯が増加するよう引き続き普及・啓発に取り組みました。

次に、第3の基本方針である「持続可能な水道事業経営をめざして」では、将来にわたって健全な水道事業を継続運営していくため、効率的・効果的な経営に努めるとともに、人材育成や環境に配慮した事業に取り組みました。

「埼玉県水道ビジョン」に掲げる広域化については、埼玉県及び近隣事業者で構成する「埼玉県第2ブロック水道広域化実施検討部会」において協議を続けています。

お客様に水道事業に対する理解を深めていただくことは、安定した経営基盤を築く上で大切です。昨年度は、築比地浄水場を会場とした水道フェアや合角ダム等を見学する親子水道教室を開催いたしました。また、各種イベントへの参加や出前講座の実施、広報紙「水道だより」の発行等を通して、水道事業について積極的にPR活動を行いました。

水道料金の収納対策については、未収金の発生を未然に防止することが肝要であることから、口座振替制への切りかえをPRするとともに、未納者に対しては早期訪問・文書催告はもとより、分

割納付の相談に応じるなどきめ細かく対応してまいりました。また、悪質な場合にはやむを得ず給水停止措置などを講じ、収入確保に努めました。

水道事業を持続していくためには、水道技術や企業経営に精通した人材を育成することが重要です。内部研修の実施を初め、日本水道協会等が主催する研修へも積極的に派遣することによって、企業団の最大の資産である職員の人材育成と能力開発に取り組み、技術の継承に努めました。

環境に配慮した事業の推進については、北部配水場の太陽光発電や西部配水場の小水力発電による再生可能エネルギーを活用し、温室効果ガスの排出抑制を図りました。

次に、平成28年度の業務概況について申し上げます。年間総配水量は3,794万6,970立方メートルで、前年度に対し25万3,858立方メートル、0.66%の減少となりました。これは、前年度がうるう年であったため平成28年度の営業日が1日分少なかったことや、渇水による取水制限が水の最需要期である夏季に約2カ月半続いたこと、さらには節水型機器の普及などによる水需要の減少などが要因であると考えております。

収益的収入については、年間総配水量の減少に伴い給水収益が減少したことなどから、前年度に対し消費税抜きで1,574万4,043円の減少となりました。

一方、収益的支出については、人件費や動力費、企業債利息の減少などによって、前年度に対し消費税抜きで1億5,965万7,871円の減少となりました。収益以上に費用が減少したことから、損益収支では前年度に比べ1億4,391万3,828円増の12億9,543万7,843円の純利益を計上することができました。

それでは、お手元の決算書に基づきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、4ページの決算報告書をごらんいただきたいと存じます。

なお、金額につきましては、消費税込みの額でございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

初めに、「収益的収入及び支出」のうち収入について申し上げます。

第1款・水道事業収益の決算額は80億2,407万9,164円で、予算額に対して2億2,107万9,164円の増であり、102.83%の執行率でございます。

第1項・営業収益は72億2,912万254円で、主たるものは給水収益でございます。

第2項・営業外収益は7億8,369万7,243円で、受取利息及び配当金、他会計補助金、長期前受金戻入及び雑収益でございます。

第3項・特別利益は1,126万1,667円で、消滅時効が成立した還付金である過年度損益修正益及び余剰となった貸倒引当金の戻入でございます。

次に、支出でございますが、第1款・水道事業費用の決算額は66億5,519万1,933円、予算額に対して不用額は3億2,380万8,067円で、執行率は95.36%でございます。

第1項・営業費用は60億842万9,330円で、県水受水費や料金徴収などに係る費用と減価償却費な

どでございます。

第2項・営業外費用は6億4,559万7,296円で、企業債支払利息や消費税納付額などがございます。

第3項・特別損失は116万5,307円で、過年度水道料金の過誤納還付金でございます。

続きまして、6ページの「資本的収入及び支出」についてご説明申し上げます。

まず、収入でございますが、第1款・資本的収入の決算額は12億2,994万6,263円で、予算額に対して3,894万6,263円の増であり、103.27%の執行率でございます。

第1項・分担金は7億3,785万6,000円で、加入者分担金でございます。

第2項・工事負担金は9,209万263円で、受託工事に係る負担金でございます。

第3項・固定資産売却代金は4億円で、投資有価証券売却代金でございます。

次に、支出でございますが、第1款・資本的支出の決算額は34億4,935万1,293円で、予算額に対して繰越額を差し引いた不用額は3億8,246万5,707円で、執行率は87.81%でございます。

第1項・建設改良費は18億3,013万5,384円で、主に配水管布設工事や老朽管布設替工事などがございます。

第2項・企業債償還金は12億1,868万6,909円でございます。

第3項・投資は4億52万9,000円で、投資有価証券の購入費でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額22億1,940万5,030円は、減債積立金11億5,152万4,015円、過年度損益勘定留保資金9億6,761万320円、過年度消費税資本的収支調整額3,182万4,859円及び当年度消費税資本的収支調整額6,844万5,836円で補填いたしました。

続きまして、8ページの損益計算書についてご説明を申し上げます。損益計算書につきましては、消費税抜きの額でございます。

なお、詳細につきましては、43ページ以降の収益費用明細書をあわせてご参照いただきたいと思います。

初めに、「1営業収益」の(1)給水収益は64億3,132万4,094円で、有収水量3,692万8,023立方メートルに対する水道料金でございます。

(2)その他営業収益は2億6,510万4,993円で、公共下水道使用料徴収事務費負担金などがございます。

これら営業収益の合計は66億9,642万9,087円となり、前年度に比べ3,623万7,755円、0.54%の減少でございます。

次に、「2営業費用」でございますが、(1)原水及び浄水費は24億5,839万4,386円で、県水受水費が主なものでございます。

(2)配水及び給水費は4億2,618万8,334円で、漏水に係る調査・修繕や配水管洗浄などの委託料が主なものでございます。

(3)業務費は4億8,019万3,775円で、使用水量の検針や量水器検満交換、水道料金システム等

委託料などが主なものでございます。

(4) 総係費は3億2,785万2,799円で、総務関係職員の人件費や企業会計システム等の委託料などが主なものでございます。

(5) 減価償却費は20億4,189万6,099円で、配水管などの構築物、浄・配水場の建物や機械及び装置などに係る償却費用でございます。

(6) 資産減耗費は3,982万2,541円で、量水器などの固定資産に係る除却費用でございます。

以上、営業費用の合計は57億7,434万7,934円となり、前年度に比べ1億2,104万9,855円、2.05%の減少でございます。これらにより、営業利益は9億2,208万1,153円となりました。

次に、「3 営業外収益」でございますが、(1) 受取利息及び配当金2,036万3,346円は、預金及び有価証券の受取利息でございます。

(2) 他会計補助金579万8,000円は、職員への児童手当支給に係る構成団体からの負担金でございます。

(3) 長期前受金戻入7億4,614万392円は、過去の施設整備で交付された補助金や負担金等について、本年度の減価償却見合い分を収益化したものでございます。

(4) 雑収益1,135万3,631円は、不納欠損処理後に納入された過年度水道料金や土地・建物等に係る使用料、小水力発電の売電収益などでございます。

以上、営業外収益の合計は7億8,365万5,369円となり、前年度に比べ1,029万8,392円、1.33%の増加でございます。

次に、「4 営業外費用」の(1) 支払利息及び企業債取扱諸費4億1,886万9,380円は、企業債の償還に係る支払利息でございます。

(2) 雑支出155万2,032円は、災害用備蓄材料費等でございます。

以上、営業外費用の合計は4億2,042万1,412円となり、前年度に比べ3,783万7,484円、8.26%の減少でございます。これらにより、経常利益は12億8,531万5,110円となりました。

次に、「5 特別利益」の(1) 固定資産売却益は執行がございませんでした。

(2) 過年度損益修正益118万8,913円は、消滅時効が成立した還付金でございます。

(3) その他特別利益1,001万3,750円は、貸倒懸念債権に係る貸倒引当金のうち、余剰となった分の戻入でございます。

次に、「6 特別損失」の(1) 過年度損益修正損107万9,930円は、過年度水道料金の過誤納還付金でございます。

これらの結果、当年度純利益は12億9,543万7,843円を計上することとなりました。

前年度繰越利益剰余金はございませんが、その他未処分利益剰余金変動額として、減債積立金を企業債償還に充てるため取り崩した額11億5,152万4,015円が未処分利益剰余金に振り替わることから、当年度未処分利益剰余金は24億4,696万1,858円となりました。

なお、12ページの剰余金処分計算書に記載のとおり、この未処分利益剰余金24億4,696万1,858円につきましても、越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例第4条の規定に基づき、当年度純利益相当額の12億9,543万7,843円を企業債の償還に充てるための減債積立金へ積み立て、また減債積立金の使用により発生した11億5,152万4,015円を経営基盤の強化を図るため、資本金へ組み入れさせていただきます。

その他、詳細につきましては、大変恐縮でございますが、決算書の関係書類をご参照賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （岡野英美議長） この際、暫時休憩いたします。

10時41分 休憩

10時55分 再開

◎開議の宣告

- （岡野英美議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （岡野英美議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決

- （岡野英美議長） 次に、企業長提出第4号議案の質疑、討論、採決を行います。

第4号議案 「越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （岡野英美議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （岡野英美議長） この際、暫時休憩いたします。

10時56分 休憩

10時56分 再開

◎開議の宣告

- （岡野英美議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。
続いて、討論に入ります。
討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

- （岡野英美議長） 挙手は全員であります。
したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第5号議案の質疑

- （岡野英美議長） 次に、企業長提出第5号議案の質疑を行います。
第5号議案 「平成28年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件に関し、
質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

- （岡野英美議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び付託

- （岡野英美議長） お諮りいたします。
第5号議案については、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

- （岡野英美議長） ご異議なしと認めます。
したがって、第5号議案については、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎決算特別委員の選任

- （岡野英美議長） 続いて、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任を行います。
決算特別委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条の規定により、

2番 浅古高志 議員 3番 高橋昭男 議員
5番 瀬賀恭子 議員 7番 宮川雅之 議員
8番 大野保司 議員 9番 清田巳喜男 議員
10番 堀越利雄 議員 11番 竹内栄治 議員
12番 細川威 議員 13番 福田晃 議員

以上10人を指名いたします。

◎休憩の宣告

- （岡野英美議長） この際、暫時休憩いたします。

10時58分 休憩

11時30分 再開

◎開議の宣告

- （岡野英美議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （岡野英美議長） この際、諸般の報告をいたします。

△決算特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （岡野英美議長） 休憩中に開催されました決算特別委員会における正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に竹内栄治委員が、副委員長に高橋昭男委員が互選されました。

△決算特別委員会の閉会中の継続審査申し出の報告

- （岡野英美議長） 次に、決算特別委員長から、第5号議案について閉会中の継続審査事項とされたい旨の申し出がありましたので、報告いたします。

△特定事件の付託申し出の報告

- （岡野英美議長） 次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （岡野英美議長） お諮りいたします。

この際、第5号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （岡野英美議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第5号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎第5号議案の決算特別委員会継続審査

- （岡野英美議長） これより、第5号議案の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

第5号議案については、決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （岡野英美議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第5号議案については決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項とすることに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （岡野英美議長） 次に、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （岡野英美議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （岡野英美議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （岡野英美議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、9月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました第4号議案につきましては、慎重にご審議の上、速やかに原案のとおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

また、第5号議案につきましては、閉会中の継続審査事項としてご決定をいただきましたが、何とぞ十分ご審議をいただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

今日の水道事業を取り巻く環境は、依然として水需要が減少する傾向にございますが、加えて今年の夏は荒川水系の渇水により取水制限が実施され、節水を呼びかけたこともあり、一層水需要が低迷しております。

しかし、いかなる状況においても、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、私を初め職員が一丸となり、水道事業の運営に邁進してまいりますので、議員の皆様には今後とも限りないご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、さらなるご活躍をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（岡野英美議長） これをもちまして、平成29年9月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 岡 野 英 美

議 員 清 田 巳 喜 男

議 員 堀 越 利 雄

議 員 竹 内 栄 治

◎企業長提出議案の処理結果

- 第4号議案 越谷・松伏水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
て
(原案可決)
- 第5号議案 平成28年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
(継続審査)